

○合併処理浄化槽の補助申請

1. 補助対象建物

自らが居住する専用住宅(延べ床面積の半分以上を住居として使用している建物を含む)に、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとするもの。

2. 補助事業の要件

- ・ 浄化槽法に基づく設置届出の審査、または建築基準法に基づく確認を受けていること。
- ・ 土地等を借りている方で、所有者の承諾を得ていること。
- ・ 販売・賃貸等営利を目的とした専用住宅でないこと。(ただし、賃貸物件に賃借者が設置する場合は除く。)
- ・ 補助事業の期限内に合併浄化槽を設置すること。
- ・ 市(区)町村税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金(分担金)及び下水道使用料、農業集落排水事業分担金及び農業集落排水施設使用料に滞納がないこと。
- ・ 交付決定通知を得る前に合併処理浄化槽本体設置工事に着手しないこと。
- ・ 過去7年以内に、同制度により事業を実施していないこと。
- ・ 汚水処理人口普及率の向上に寄与するものであること。

3. 補助対象地域

公共下水道事業、農業集落排水事業の認可区域を除いた全市域。

4. 補助金額

	5人槽	7人槽	10人槽
津山・加茂・阿波・勝北地域 (豪雪指定地域)	414,000円	474,000円	660,000円
久米地域 (非豪雪指定地域)	332,000円	414,000円	548,000円

※ なお、上記の金額に加算補助がされる地域があります。(5人槽+100,000円、7人槽+150,000円、10人槽+150,000円)
詳しい区域については、お問い合わせください。

※ また、条件により単独処理浄化槽撤去費等、加算となる補助メニューがあります。詳しくはお問い合わせください。

5. 施工に関するお願い

浄化槽の放流先又は放流での経路に権原を有する者がいる場合は、その利用関係につき、申請者において協議を行ってください。放流の同意書は、添付を求めません。

また、占用等許可の必要なものについては、必ず許可を得たうえで施工してください。



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156

○合併処理浄化槽の補助申請

A 補助事業者のすること

B 市役所のすること

A 補助金の交付申請

補助金交付申請の受付期間は、4月1日～4月30日までの1ヶ月間です。
(補助金交付申請の受付は、岡山県への設置届出から11日以上経過したもの。)
予算に満たない場合は、翌月以降に月末締めで**1か月単位**で、予算のある限り受付をしていきます。
そして、予算を超えた月では抽選により対象者を決定します。

B 書類等の審査及び現場調査

国庫補助事業であるため、事前着工は認められません。
事前着工がないか、申請地の土地や家屋の状況などを調査するために現地へ伺います。
調査の結果、補助金の交付が認められない場合は、「補助金交付却下通知書」を送付します。

B 補助金の交付決定

補助金の交付が決定したら、申請者へ「補助金交付決定通知書」を送付します。
決定通知書は**申請月の翌月中旬頃**に郵送されます。

A 工事着手・工事施工

決定通知を受領されましたら、工事に着手してください。交付の決定を受けた後で変更事項が生じた場合は、必ず**事前に**「変更等承認申請書」を提出してください。

A 実績報告

工事完了から**1ヶ月以内**に提出ください。(最終3月28日)
融資あっせんを希望される方は、このときに「合併処理浄化槽改造資金融資あっせん申請書」を提出してください。

B 現場確認

津山市の職員が現地に伺い、施工業者の立会いのもと、申請書類に相違がないか、敷地内の生活排水が全て接続されているか等を確認します。

B 補助金の交付確定

補助金の交付が確定したら、「補助金交付額確定通知書」と「請求書」(津山市に補助金を請求する書類)を申請者に送付します。
(「現場確認」時に請求書を提出された場合は、補助金交付額確定通知書を送付します。)

A 補助金の請求

「請求書」を市役所の下水道課に提出してください。

B 補助金の交付

支払いの審査を経て、申請者の銀行口座に補助金を振り込みます。
請求から**20～30日後**、指定された口座に振り込まれます。通帳記入等でご確認ください。



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156